

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン (案)



平成29年12月改訂版  
南丹市

# 目次

1.ガイドラインの目的	.....	P1
2. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ	.....	P1
3. 設計変更における留意事項	.....	P1
4. 設計変更ができないケース	.....	P2
5. 設計変更が可能なケース	.....	P2
6. 関連事項	.....	P7
7. 参考資料	.....	P12
8. 改訂履歴	.....	P14

## 1. ガイドラインの目的

土木工事では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、上下水道、公園、学校など多岐にわたる社会資本を多種多様な自然条件や環境条件のもとで建設されるという特殊性をもっている。

当初設計においては、十分な事前調査や地元調整等を行い適切に設計を実施すべきである。しかしながら、地質条件、地下水位等の当初に予見できない事態が発生し、設計変更をせざるを得ないケースが多くある。

本ガイドラインは、工事請負契約書約款等を踏まえ、設計変更を行う際の留意事項や設計変更の事例を示すことにより、公共契約における責任の所在の明確化、公正性及び透明性の向上を図り、設計変更の手続きの円滑化を目的とするものである。

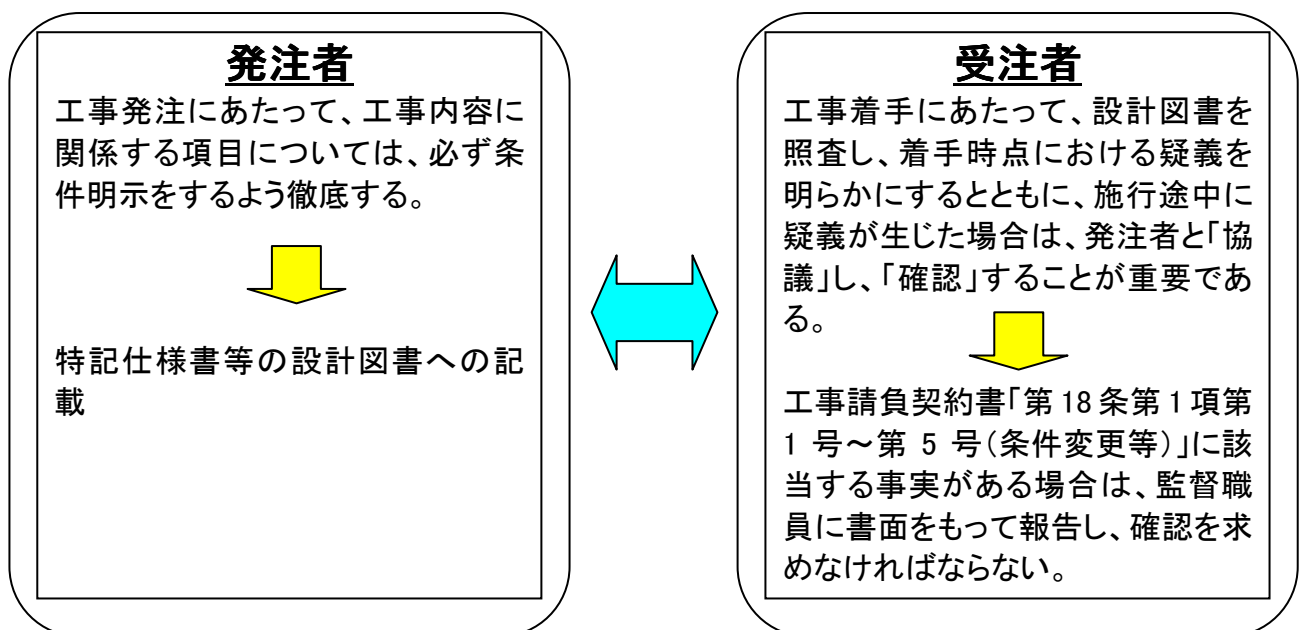
## 2. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書(総則)へその旨記載する。

## 3. 設計変更における留意点

当初設計内容は、入札条件の前提となるものであるため、安易に設計変更を行うことは、工事内容の同一性を失わせ、入札の公正性を損なうことになる。

よって、設計段階において、十分な事前調査や地元調整等を行い、安易に設計変更を行うことの無いよう努める必要がある。



## 4. 設計変更ができないケース

- ◆ 下記のような場合においては、原則として**設計変更はできない**。  
(なお、災害時等緊急の場合(臨機の措置)はこの限りでない。)
- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工**した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工**した場合
- **「承諾」で施工**した場合
- 工事請負契約書(以下、「契約書」という。)**・土木工事共通仕様書(案)(京都府平成 29 年 9 月)(以下、「共通仕様書」という。)**に定められている**所定の手続きを経していない場合(契約書第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-1-3、17、18)**
- **正式な書面(工事打合せ簿等)によらない事項**(口頭のみ**の指示・協議等**)の場合
- **当初契約内容と一体性のない工種の追加(近接地での工事等)**

## 5. 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては**設計変更が可能**である。
  - 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地を確認された場合**
  - 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**
  - **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」**によるもの  
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
  - 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合
- ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
  - 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性、別途発注ではないかを明確にする。)

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- **工事打合簿へ増減額の概算金額(請負代金相当額)を記載する。ただし、以下の事項を条件とする。**
  - ①受注者からの協議における変更の場合は、受発注者協議のうえ、必要と認められた場合に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
  - ②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を工事打合簿に記載し指示することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
  - ③記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
  - ④**増減額の概算額は、50万円単位を基本(100万円以下の場合は10万円単位)とする。(端数切り捨て)なお、増減額が10万円未満の場合は記載しない。**
  - ⑤緊急的に行う場合たまたは何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。
  - ⑥概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、必要に応じ記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。

#### **イ. 設計図書間で一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項第 1 号)**

図面、仕様書及び質疑回答書のそれぞれの間において、一致しない場合。  
(但し、これらの優先順位が定められている場合は除く。)

##### **【具体的な事例】**

- 図面と仕様書で、材料の規格が一致しない場合
- 図面と仕様書で、材料等の運搬距離が一致しない場合。

#### **ロ. 設計図書に誤謬(誤り)又は脱漏がある場合の<sup>ごびゅう</sup>手続き(契約書第 18 条第 1 項第 2 号)**

##### **【具体的な事例】**

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての条件明示がない場合

#### **ハ. 設計図書の表示が明確でない場合の<sup>ごびゅう</sup>手続き(契約書第 18 条第 1 項第 3 号)**

【具体的な事例】

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合

二. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

【具体的な事例】

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置が現地条件と一致しない場合
- 前述ハ手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合

ホ. 予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約書第 18 条第 1 項第 5 号)

【具体的な事例】

- 工事現場において一部軟弱な地盤があり、地盤改良の必要が生じた場合
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

イ～ホ(契約書第 18 条第 1 項)により設計変更を行う場合の手続き(契約書第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項に基づき行う。)

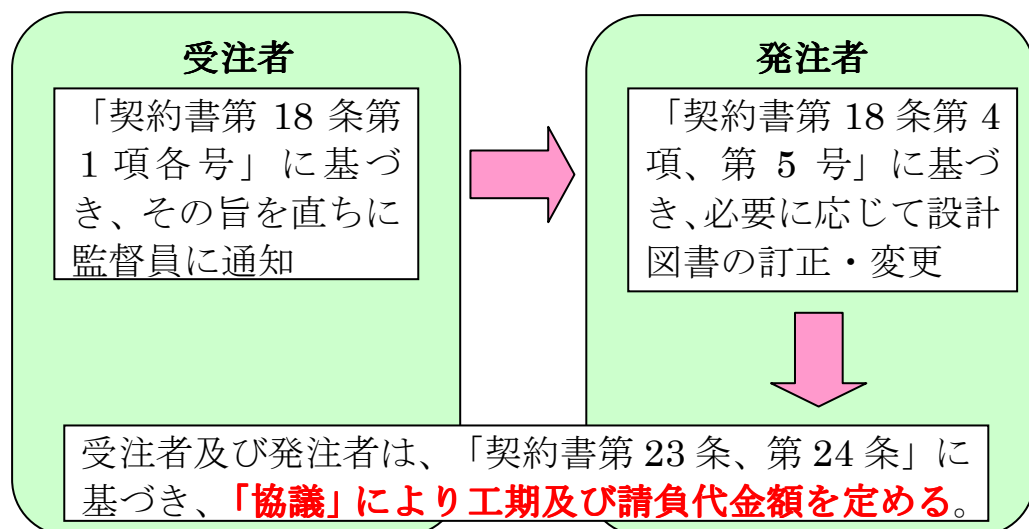


図-1

## へ. 発注者が必要と認め変更する場合(契約書第 19 条)

### 【具体的な事例】

- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する場合
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- 河川、警察等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- 使用材料を変更する場合

### へ.(契約書第 19 条)により設計変更を行う場合の手続き

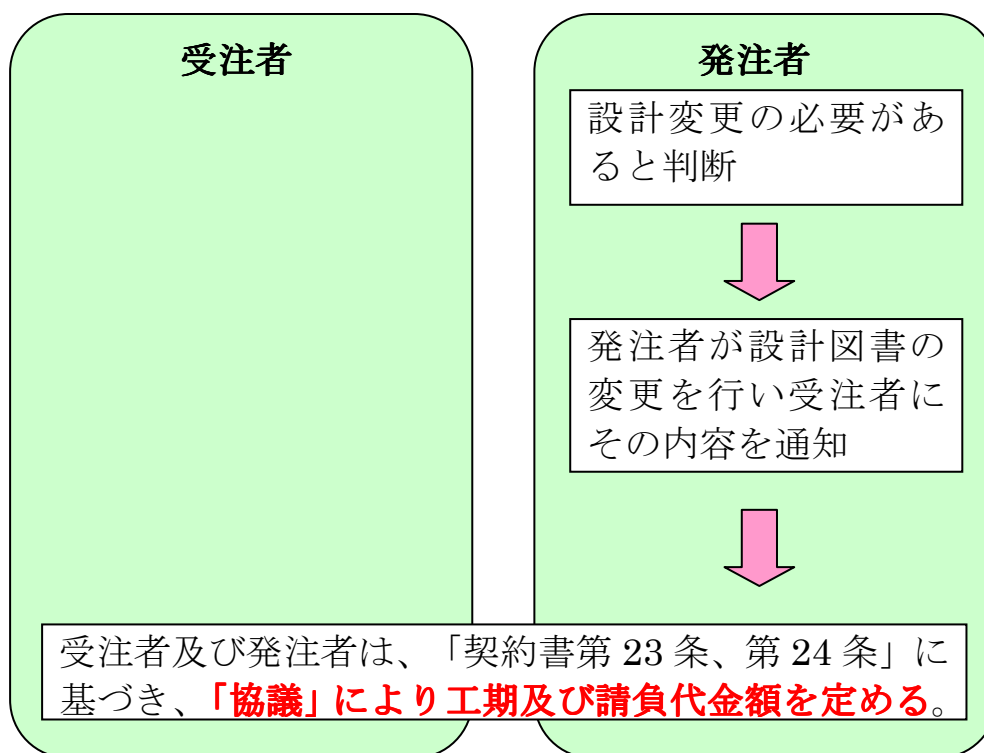


図-2

## ト. 工事を一時中止する必要がある場合(契約書第20条)

受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合

### 【具体的な事例】

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によ

らず施工できない場合

- 警察、河川・鉄道管理者等管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 地元調整等、請負人の責によらない何らかのトラブルが生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 地中障害物等予見できない事態が発生した場合

### ト.(契約書第 20 条)による工事中止の場合の手続き

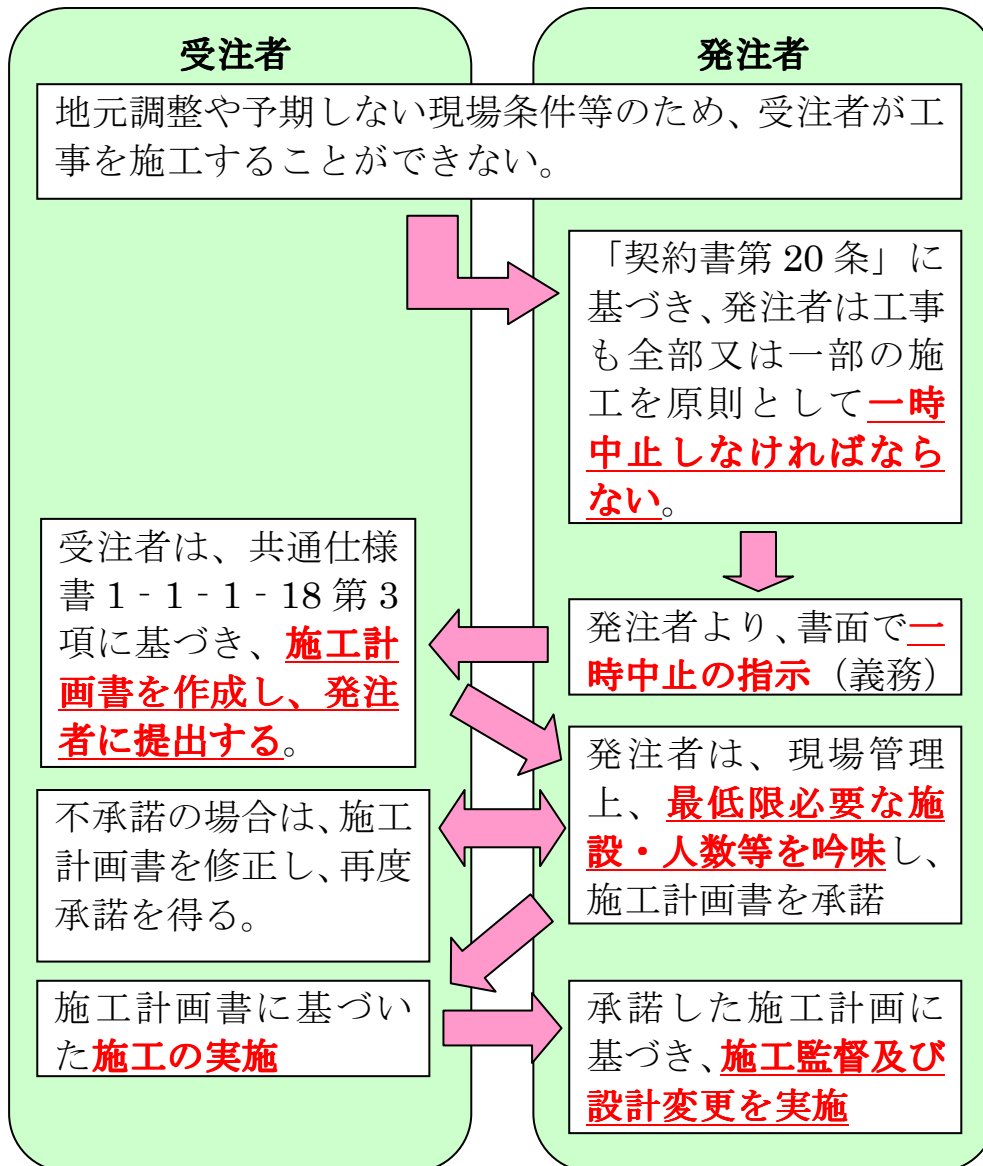


図-3

### チ.「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しな



なければならない。

受注者が行うべき「**設計図書の照査**」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- 現地測量の結果、設計見直しを伴う横断図を新たに作成する必要があるものや縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。(契約書第18条第1項第4号)
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更による設計の見直しを伴う横断図の作成が必要となるもの。但し、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。(契約書第18条第1項第5号)
- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う排水路計画を新たに作成する必要があるものや土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。(契約書第18条第1項第4号)
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算書の再計算が必要となるもの。(契約書第19条)
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。(契約書第19条)
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成(約款18-1-5)
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。(契約書第18条第1項第4号)
- 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。(契約書第19条)
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。(契約書第19条)
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。(契約書第19条)
- 舗装修繕工事の縦横断設計(契約書第18条第1項第4号)(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず共通仕様書「10-14-4-3 路面切削工」「10-14-4-5 切削オーバーレイ工」「10-14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## 6. 関連事項

- ◆ 指定・任意の正しい運用について  
指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。
- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**

- 但し、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

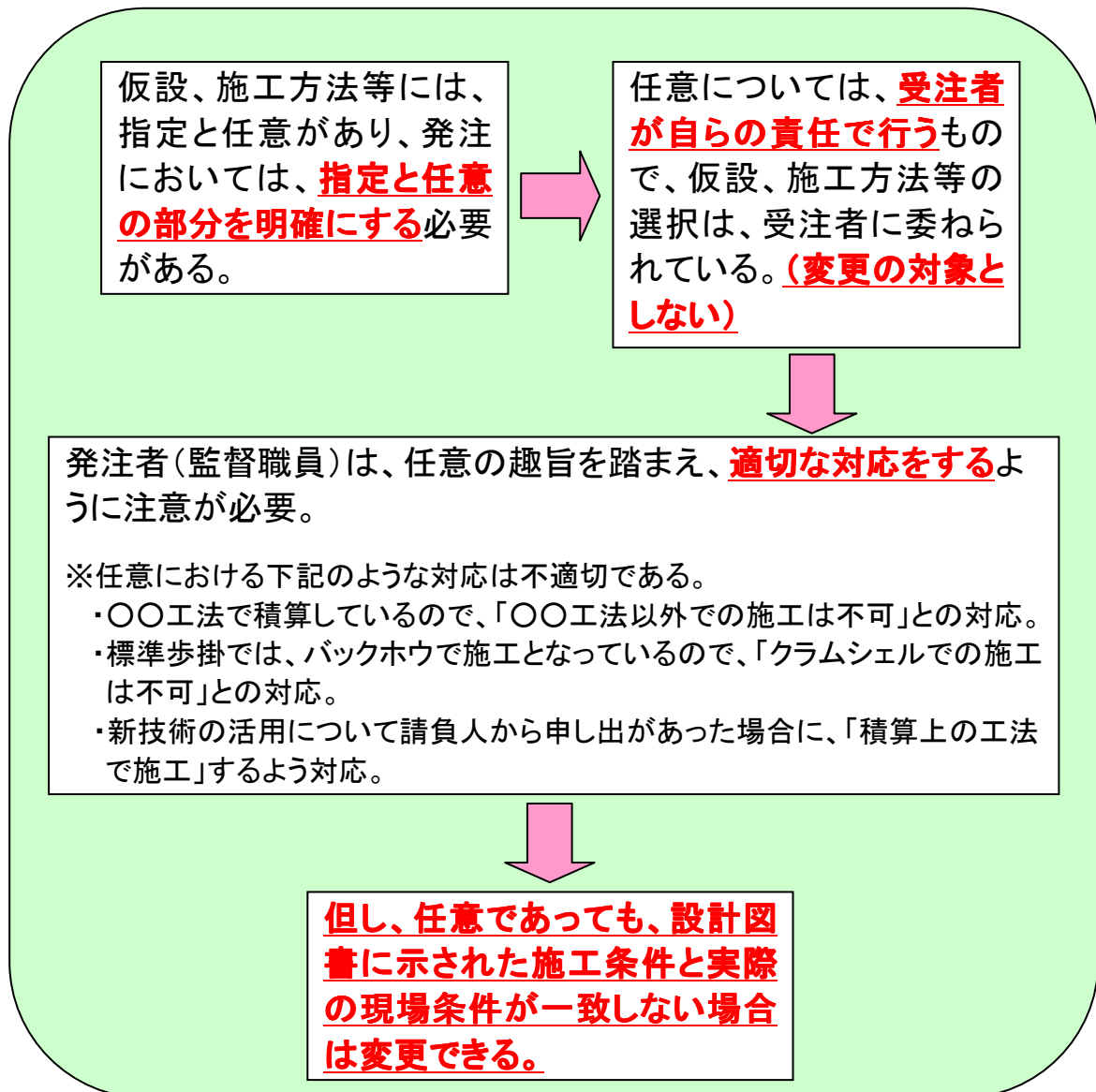


図-4

◆ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決について

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。(受注者等への指導)

【入札前】

- ・入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。(南丹市工事等入札心得 (入札等)第7条第2項)
- ・入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、電子入

札システムの運用等について疑義があるときは、**関係職員の説明を求めることができる**。（南丹市工事等入札心得（入札等）第7条第3項）

【契約後】

・受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（共通仕様書1-1-1-3第2項 設計図書の照査等）

◆ 工事打合せ簿の記載例  
 ▶「指示」の場合

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名及び 工事番号	○○線△△工事 ○○29△△第□□号の1の1 (受注者: )		
(内 容)			
○○工について、以下のとおり変更指示します。 本指示の内容は、設計変更の対象とします。			
(変更前)                      (変更後) ○○工 規格    △△            →            ▲▲			
この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)は約150万円です。 なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。			

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名及び 工事番号	○○線△△工事 ○○29△△第□□号の1の1 (受注者: )		
(内 容)			
○○工について、以下のとおり変更指示します。 本指示の内容は、設計変更の対象とします。			
(変更前)                      (変更後) ○○工 規格    △△            →            ▲▲			
この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)の算定には時間を要するため、後日通知します。			

▶「協議」の場合

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名及び 工事番号	○○線△△工事 ○○29△△第□□号の1の1 (受注者: )		
(内容) ○○工について、□□により施工困難であるので、添付図面のとおり変更したいので協議します。  (途中省略)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・ 回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	平成 年 月 日
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	平成 年 月 日

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名及び 工事番号	○○線△△工事 ○○29△△第□□号の1の1 (受注者: )		
(内容) ○○工について、□□により施工困難であるので、添付図面のとおり変更したいので協議します。  (途中省略)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・ 回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	平成 年 月 日
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	平成 年 月 日

▶「承諾」の場合

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事名及び 工事番号	〇〇線△△工事 〇〇29△△第□□号の1の1 (受注者: )			
(内容)	〇〇工について、添付図面のとおり変更したいので協議します。  (途中省略)			
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 本協議内容は、設計変更の対象としません。		
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
			平成 年 月 日	
			平成 年 月 日	

◆ 工事打合せ簿様式

様式11

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事名及び 工事番号	(受注者: )			
(内容)				
添付図	葉、その他添付図書			
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
			平成 年 月 日	
			平成 年 月 日	

				総括主任 監督員	現場主任(監理) 代理人技術者

## 7.参考資料

### ◆ 条件明示

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と接近する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>

明示項目	明 示 事 項
工事用道路 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物物 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土は発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</li> </ol>
工事支障物件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</li> </ol>

## 8.工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)改訂履歴

平成23年10月 初版発行

平成29年12月 改訂版発行

- ・契約図書への位置づけを明記
- ・土木工事共通仕様書(案)改訂に伴うページ番号全般の変更
- ・工事打合簿へ概算額等を記載することを明記